

# 収税課からのお知らせ

11月は収税対策推進月間です。

市税などの納め忘れは

ありませんか？

今月、市役所全職員による市税などの納税推進を実施します。対象となるのは、住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料です。

未納になっているご家庭に、職員が夜間または休日に訪問いたしますので、ご協力をお願いします。（※訪問する職員は必ず身分証明書を携行しています。）

納税相談をお受けします。

災害や病気、失業、事業の廃止などで納税が困難になった時には、分割納付や一定期間の納税猶予を行うことができます。

納期限までに納めることが出来なときは、収税課までご相談ください。

※木曜日は、19時30分まで大和庁舎収税課において、相談窓口

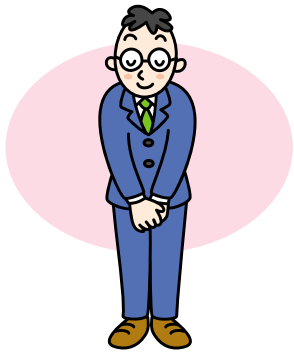
を開設しています。

納税は安心・便利・確実な口座振替で！

市では「ウツカリをシツカリふせぐ市税等の口座振替」をキャッチフレーズに、市内の各金融機関や郵便局に口座振替依頼書を設置し、どの支店・支所からも申込みできるようにしております。

まだ口座振替をされていない方は、ぜひご利用ください。

■問合先／収税課（☎581-5111・751311、内線1136・1137）



# 「日本年金機構」 来年1月1日からスタート！

社会保険庁が廃止され、

新たに「日本年金機構」がスタートします。

国民の皆さまの信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新して「日本年金機構」として生まれ変わります。

「社会保険事務所」から「年金事務所」に名称が変わります。

現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。

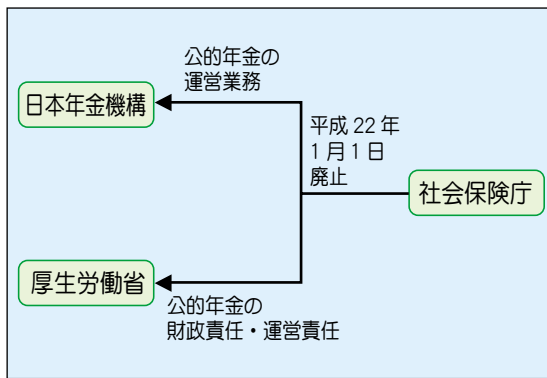
また、「年金事務所」は、現在ある社会保険事務所の建物をそのまま使用しますので、所在地に変更はありません。

新たな手続きはありません。

日本年金機構の設立に伴い、これまで社会保険庁や社会保険事務所の名義でご案内していた各種の関係書類は、内容により、今後は厚生労働省または日本年金機構の名義でご案内させていただきます。

ただくこととなりますが、国民の皆さま方に何らかの手続きをしていただく事は一切ございませんのでご安心ください。

日本年金機構は、社会保険庁から公的年金の運営業務を引き継いで行うこととなりますが、公的年金制度は、国の制度としてその財政や運営に国が引き続き責任を持つことについては、これまでと変わりません。



**安心・親切な接客でお客様のご要望にお応えします。**

**おすすめ 無料 サービス**

- ・かんたん電話教室
- ・ぴったり料金プラン診断
- ・ケータイてんけんサービス
- ・電話帳バックアップサービス

**docomo ドコモショップ 桜川店**

TEL 0120-038-360 AM 10:00 ~ PM 7:00 **年中無休**